

平成23年生駒市議会（第5回）定例会議案

平成23年9月6日

生 駒 市

平成23年生駒市議会（第5回）定例会議案目録

議案番号	議案名	頁
議案第 43 号	平成23年度生駒市一般会計補正予算（第2回）	1～14
議案第 44 号	平成23年度生駒市介護保険特別会計補正予算（第1回）	15～17
議案第 45 号	平成23年度生駒市水道事業会計補正予算（第1回）	18～19
議案第 46 号	生駒市住民基本台帳カード利用条例及び生駒市手数料条例の一部を改正する条例の制定について	20～21
議案第 47 号	生駒市歴史文化基金条例の制定について	22～23
議案第 48 号	生駒市税条例等の一部を改正する条例の制定について	24～31
議案第 49 号	生駒市都市計画税条例の一部を改正する条例の制定について	32～33
議案第 50 号	生駒市手数料条例の一部を改正する条例の制定について	34
議案第 51 号	生駒市手数料条例等の一部を改正する条例の制定について	35
議案第 52 号	生駒市生涯学習施設条例の制定について	36～51
議案第 53 号	生駒市スポーツ振興審議会条例及び生駒市の特別職の職員で非常勤のもの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例の制定について	52～53
議案第 54 号	災害弔慰金の支給等に関する条例の一部を改正する条例の制定について	54
議案第 55 号	生駒市地区計画区域内建築物の制限に関する条例の一部を改正する条例の制定について	55～62
議案第 56 号	市道路線の認定について	63
議案第 57 号	生駒市教育委員会委員の任命について	64
議案第 58 号	生駒市法令遵守委員会委員の委嘱について	65
諮問第 1 号	人権擁護委員候補者の推薦につき意見を求めることについて	66

議案第 43 号

平成 23 年度生駒市一般会計補正予算（第 2 回）

平成 23 年度生駒市の一般会計の補正予算（第 2 回）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第 1 条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ 1, 6 4 4, 7 1 4 千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ 3 4, 5 2 4, 1 9 8 千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第 1 表歳入歳出予算補正」による。

（繰越明許費）

第 2 条 地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 213 条第 1 項の規定により翌年度に繰り越して使用することができる経費は、「第 2 表繰越明許費」による。

（地方債の補正）

第 3 条 地方債の変更は、「第 3 表地方債補正」による。

平成 23 年 9 月 6 日提出

生駒市長 山下 真

第 1 表 歳 入 歳 出 予 算 補 正

歳 入

[単位 千円]

款	項	補正前の額	補 正 額	計
14 国庫支出金		4,588,085	5,767	4,593,852
	1 国庫負担金	4,088,712	5,450	4,094,162
	2 国庫補助金	468,496	317	468,813
15 県支出金		1,715,146	482,171	2,197,317
	2 県補助金	483,274	482,171	965,445
17 寄附金		23,382	500	23,882
	1 寄附金	23,382	500	23,882
18 繰入金		476,451	222,611	699,062
	1 基金繰入金	476,451	222,611	699,062
19 繰越金		237,000	890,885	1,127,885
	1 繰越金	237,000	890,885	1,127,885
20 諸収入		978,435	24,380	1,002,815
	4 雑入	785,536	24,380	809,916
21 市債		2,363,200	18,400	2,381,600
	1 市債	2,363,200	18,400	2,381,600
歳 入 合 計		32,879,484	1,644,714	34,524,198

歳 出

[単位 千円]

款	項	補正前の額	補 正 額	計
2 総務費		3,743,315	45,717	3,789,032
	1 総務管理費	2,845,280	33,600	2,878,880
	3 戸籍住民基本台帳費	207,475	12,117	219,592
3 民生費		11,811,049	602,029	12,413,078
	1 社会福祉費	4,146,845	38,560	4,185,405
	2 児童福祉費	5,666,746	563,469	6,230,215
4 衛生費		3,552,995	5,685	3,558,680
	1 保健衛生費	1,481,240	5,685	1,486,925
6 土木費		3,433,158	272,371	3,705,529
	1 土木管理費	263,320	1,500	264,820
	2 道路橋梁及び河川費	1,035,937	268,371	1,304,308
	3 都市計画費	1,370,349	2,500	1,372,849
8 教育費		3,963,706	71,335	4,035,041
	2 小学校費	484,092	40,900	524,992
	3 中学校費	297,391	1,500	298,891
	4 幼稚園費	807,760	16,600	824,360
	5 社会教育費	1,015,187	4,800	1,019,987
	6 保健体育費	1,104,169	7,535	1,111,704

[単位 千円]

款	項	補正前の額	補正額	計
10 公債費		4,153,162	647,577	4,800,739
	1 公債費	4,153,162	647,577	4,800,739
歳 出 合 計		32,879,484	1,644,714	34,524,198

第 2 表 繰 越 明 許 費

[単位 千円]

款	項	事 業 名	金 額
総 務 費	総務管理費	庁 舎 等 整 備 事 業	26,600
民 生 費	児童福祉費	私立保育所施設整備助成事業	527,238
土 木 費	道路橋梁及び 河 川 費	道 路 新 設 改 良 事 業	13,450
	都市計画費	公 園 整 備 事 業	33,000

第 3 表 地 方 債 補 正

変更

[単位 千円]

起 債 の 目 的	補 正 前				補 正 後			
	限 度 額	起 債 の 方 法	利 率	償 還 の 方 法	限 度 額	起 債 の 方 法	利 率	償 還 の 方 法
臨時財政 対策債	2,031,000	証書借入 又は 証券発行	5.0%以内 (ただし、 利率見直 し方式で 借り入れ る場合に ついて、 利率の見 直しを行 った後 において は、当該 見直し後 の利率)	政府資金に ついてはそ の融資条件 により、銀 行その他 の場合には その債権者 と協定する ものとする 。ただし、 市財政の 都合により 据置期間及 び償還期限 を短縮し、 若しくは 繰上償還又 は低利に借 換えること ができる。	2,049,400	証書借入 又は 証券発行	5.0%以内 (ただし、 利率見直 し方式で 借り入れ る場合に ついて、 利率の見 直しを行 った後 において は、当該 見直し後 の利率)	政府資金に ついてはそ の融資条件 により、銀 行その他 の場合には その債権者 と協定する ものとする 。ただし、 市財政の 都合により 据置期間及 び償還期限 を短縮し、 若しくは 繰上償還又 は低利に借 換えること ができる。

歳入歳出補正予算事項別明細書

歳入

(款) 14 国庫支出金

(項) 1 国庫負担金

目	補正前の額	補正額	計	節		説	明
				区分	金額		
1 民生費国庫負担金	4,088,712	5,450	4,094,162	7 児童扶養手当負担金	5,450		
計	4,088,712	5,450	4,094,162				

[単位 千円]

(款) 14 国庫支出金

(項) 2 国庫補助金

目	補正前の額	補正額	計	節		説	明
				区分	金額		
2 民生費国庫補助金	70,613	317	70,930	2 児童福祉費補助金	317	母子自立支援事業補助金	
計	468,496	317	468,813				

[単位 千円]

(款) 15 県支出金

(項) 2 県補助金

目	補正前の額	補正額	計	節		説	明
				区分	金額		
2 民生費県補助金	416,728	482,171	898,899	1 社会福祉費補助金	7,199	地域の居場所づくり推進事業補助金	
				2 児童福祉費補助金	474,972	保育所施設整備費補助金 安心こども基金特別対策事業補助金 母子自立支援補助金	468,656 4,096 2,220
計	483,274	482,171	965,445				

[単位 千円]

(款) 17 寄附金

(項) 1 寄附金

目	補正前の額	補正額	計	節		説明
				区分	金額	
4 教育費寄附金	18,150	500	18,650	2 社会教育費寄附金	500	歴史文化寄附金
計	23,382	500	23,882			

[単位 千円]

(款) 18 繰入金

(項) 1 基金繰入金

目	補正前の額	補正額	計	節		説明
				区分	金額	
9 北部地域整備促進基金繰入金	0	222,611	222,611	1 北部地域整備促進基金繰入金	222,611	
計	476,451	222,611	699,062			

[単位 千円]

(款) 19 繰越金

(項) 1 繰越金

目	補正前の額	補正額	計	節		説明
				区分	金額	
1 繰越金	237,000	890,885	1,127,885	1 繰越金	890,885	前年度繰越金
計	237,000	890,885	1,127,885			

[単位 千円]

(款) 20 諸収入

(項) 4 雑入

目	補正前の額	補正額	計	節		説明
				区分	金額	
4 雑入	783,905	24,380	808,285	4 雑入	24,380	供託金返還金
						22,700

[単位 千円]

										コンビニ交付助成金	1,680
計	785,536	24,380	809,916								

(款) 21 市債

(項) 1 市債

目	補正前の額	補正額	計	節		説明
				区分	金額	
3 臨時財政対策債	2,031,000	18,400	2,049,400	1 臨時財政対策債	18,400	
計	2,363,200	18,400	2,381,600			

[単位 千円]

歳 出

(款) 2 総務費

(項) 1 総務管理費

目	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳			区分	金額	説明
				国県支出金	特定財源				
					地方債	その他			
5 財産管理費	388,033	33,600	421,633			33,600	15 工事請負費	庁舎整備等工事	
計	2,845,280	33,600	2,878,880			33,600			

[単位 千円]

(款) 2 総務費

(項) 3 戸籍住民基本台帳費

目	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳			区分	金額	説明
				国県支出金	特定財源				
					地方債	その他			
1 戸籍住民基本台帳費	207,123	12,117	219,240		1,680 (諸)	10,437	9 旅費	普通旅費	
					1,680		11 需用費	消耗品費 印刷製本費	
							12 役務費	通信運搬費 広告料	
							13 委託料	コンビニ交付システム構築委託料	
計	207,475	12,117	219,592		1,680	10,437			

[単位 千円]

(款) 3 民生費

(項) 1 社会福祉費

目	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳			区分	金額	説明
				国県支出金	特定財源				
					地方債	その他			
4 老人福祉費	417,080	6,110	423,190	7,199		-1,089	11 需用費	消耗品費	

[単位 千円]

[単位 千円]

目	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳			区	節	金額	説明
				特 定 財 源	地方 財 源	その他 財 源				
				(県補) 7,199			13 委託料	305	地域の居場所づくり推進事業委託料	
8 福祉センター費	53,666	32,450	86,116			32,450	19 負担金補助及び交付金	4,111	地域の居場所整備事業補助金	
							11 需用費	3,100	修繕料	
							13 委託料	1,000	設計・監理委託料	
							15 工事請負費	28,350	施設整備工事	
計	4,146,845	38,560	4,185,405	7,199		31,361				

(款) 3 民生費

(項) 2 児童福祉費

[単位 千円]

目	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳			区	節	金額	説明
				特 定 財 源	地方 財 源	その他 財 源				
1 児童福祉総務費	3,388,048	531,334	3,919,382	472,752 (県補) 472,752		58,582	18 備品購入費	4,096	児童相談室用備品	
							19 負担金補助及び交付金	527,238	私立保育所等施設整備費補助金	
3 保育所費	917,998	-16,702	901,296			-16,702	11 需用費	499	消耗品費	
							13 委託料	-4,587	調査等委託料	
							15 工事請負費	-17,880	各保育所施設整備工事	
							18 備品購入費	5,266	各保育所用備品	
4 母子父子福祉費	304,042	19,737	323,779	7,987		11,750	20 扶助費	19,737	児童扶養手当 高等技能訓練促進費	

						(国負) 5,450 (国補) 317 (県補) 2,220													
6 学童保育費	179,993	29,100	209,093											29,100	13 委託料	2,000			設計委託料
計	5,666,746	563,469	6,230,215			480,739								82,730	15 工事請負費	27,100			施設整備工事

(款) 4 衛生費

(項) 1 保健衛生費

目	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳			区	分	節	金額	説明	
				財源								金額
				特定	その他	一般財源						
3 健康センター 管理費	46,192	5,685	51,877				15 工事請負費		5,685	5,685	施設整備工事	
計	1,481,240	5,685	1,486,925						5,685			

[単位 千円]

(款) 6 土木費

(項) 1 土木管理費

目	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳			区	分	節	金額	説明	
				財源								金額
				特定	その他	一般財源						
1 土木総務費	166,878	1,500	168,378				19 負担金補助及び交付金		1,500	1,500	急傾斜地県工事負担金	
計	263,320	1,500	264,820						1,500			

[単位 千円]

(款) 6 土木費

(項) 2 道路橋梁及び河川費

目	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳			区分	金額	説明		
				国県支出金	地方債	その他					
										補正額の特	
										一般財源	
3 道路橋梁新設改良費	605,133	268,371	873,504		222,611 (繰入) 222,611	45,760	13 委託料	15,790	調査・測量・設計等委託料		
計	1,035,937	268,371	1,304,308		222,611	45,760	17 公有財産購入費	203,401	企業誘致関連道路用地 市内道路用地		
							22 補償補填及び賠償金	49,180	立木建物移転等補償		

[単位 千円]

(款) 6 土木費

(項) 3 都市計画費

目	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳			区分	金額	説明		
				国県支出金	地方債	その他					
										補正額の特	
										一般財源	
3 公園整備費	708,530	2,500	711,030			2,500	15 工事請負費	2,500	花のまちづくりセンター整備工事		
計	1,370,349	2,500	1,372,849			2,500					

[単位 千円]

(款) 8 教育費

(項) 2 小学校費

目	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳			区分	金額	説明		
				国県支出金	地方債	その他					
										補正額の特	
										一般財源	
3 小学校施設整備費	50,200	40,900	91,100			40,900	13 委託料	2,500	設計等委託料		
計	484,092	40,900	524,992			40,900	15 工事請負費	38,400	各学校施設整備工事		

[単位 千円]

(款) 8 教育費

(項) 3 中学校費

目	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳			区分	金額	説明
				一般財源					
				国県支出金	特定地方債	その他			
3 中学校施設整備費	20,300	1,500	21,800			1,500	13 委託料	700	設計等委託料
計	297,391	1,500	298,891			1,500	15 工事請負費	800	各学校施設整備工事

[単位 千円]

(款) 8 教育費

(項) 4 幼稚園費

目	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳			区分	金額	説明
				一般財源					
				国県支出金	特定地方債	その他			
2 幼稚園施設整備費	26,800	16,600	43,400			16,600	12 役員費	80	手数料 自動車保険料
計	807,760	16,600	824,360			16,600	15 工事請負費	7,200	各園施設整備工事
							18 備品購入費	9,260	施設用備品
							27 公課費	60	自動車重量税

[単位 千円]

(款) 8 教育費

(項) 5 社会教育費

目	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳			区分	金額	説明
				一般財源					
				国県支出金	特定地方債	その他			
2 公民館費	170,396	900	171,296			900	11 需用費	900	修繕料
8 文化財保護費	23,365	500	23,865		500		25 積立金	500	歴史文化基金

[単位 千円]

目	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳			区分	金額	説明		
				特 定 地 方 債 の 他	財 債 そ の 他	一般財源					
										国 県 支 出 金	(寄)
10 南コミュニケーションセンター費	97,915	3,400	101,315			3,400	13 委託料	300	設計委託料		
計	1,015,187	4,800	1,019,987		500	4,300	15 工事請負費	3,100	太陽光発電設備整備工事		

(款) 8 教育費

(項) 6 保健体育費

目	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳			区分	金額	説明		
				特 定 地 方 債 の 他	財 債 そ の 他	一般財源					
										国 県 支 出 金	(寄)
3 学校給食センター運営費	285,438	7,535	292,973			7,535	11 需用費	3,259	消耗品費 修繕料		
計	1,104,169	7,535	1,111,704			7,535	15 工事請負費	3,000	施設整備工事		
							18 備品購入費	1,276	給食用備品		

(款) 10 公債費

(項) 1 公債費

目	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳			区分	金額	説明		
				特 定 地 方 債 の 他	財 債 そ の 他	一般財源					
										国 県 支 出 金	(寄)
1 元金	3,746,383	647,577	4,393,960			647,577	23 償還金利子及び割引料	647,577	長期償還元金		
計	4,153,162	647,577	4,800,739			647,577					

議案第 44 号

平成 23 年度生駒市介護保険特別会計補正予算（第 1 回）

平成 23 年度生駒市の介護保険特別会計の補正予算（第 1 回）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第 1 条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ 33,555 千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ 5,970,881 千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第 1 表歳入歳出予算補正」による。

平成 23 年 9 月 6 日提出

生駒市長 山下 真

第 1 表 歳 入 歳 出 予 算 補 正

歳 入

[単位 千円]

款	項	補正前の額	補 正 額	計
7 繰入金		914,589	33,555	948,144
	2 基金繰入金	27,303	33,555	60,858
歳 入 合 計		5,937,326	33,555	5,970,881

歳 出

[単位 千円]

款	項	補正前の額	補 正 額	計
5 諸支出金		1,720	33,555	35,275
	1 償還金及び還付加算金	1,720	33,555	35,275
歳 出 合 計		5,937,326	33,555	5,970,881

歳入歳出補正予算事項別明細書

歳入

(款) 7 繰入金

(項) 2 基金繰入金

[単位 千円]

目	補正前の額	補正額	計	節		説明
				区分	金額	
1 介護給付費準備基金繰入金	25,515	33,555	59,070	1 介護給付費準備基金繰入金	33,555	
計	27,303	33,555	60,858			

歳出

(款) 5 諸支出金

(項) 1 償還金及び選付加算金

[単位 千円]

目	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳			区分	金額	説明
				特 定 地 方 債	その他				
					国県支出金	一般財源			
2 償還金	10	33,555	33,565		33,555 (繰入)	33,555	23 償還金利子及び割引料	33,555	国庫支出金等精算返還金
計	1,720	33,555	35,275		33,555				

議案第 45 号

平成 23 年度生駒市水道事業会計補正予算（第 1 回）

第 1 条 平成 23 年度生駒市の水道事業会計の補正予算（第 1 回）は、次に定めるところによる。

第 2 条 平成 23 年度生駒市水道事業会計予算第 4 条本文括弧書中に定めた資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額「688,060 千円」を「695,060 千円」、過年度分損益勘定留保資金「648,060 千円」を「655,060 千円」に改め、資本的支出の予定額を次のとおり補正する。

支 出 (単位 千円)

科目（款・項）	既決予定額	補正予定額	計
第 1 款 資本的支出	811,529	7,000	818,529
第 1 項 建設改良費	734,115	7,000	741,115

平成 23 年 9 月 6 日提出

生駒市長 山下 真

平成23年度生駒市水道事業会計補正予算（第1回）実施計画

1 資本的收入及び支出

支 出

(単位 千円)

款	項	目	既決予定額	補正予定額	計	備 考
1 資本的支出			811,529	7,000	818,529	
	1 建設改良費		734,115	7,000	741,115	
		1 新設改良費	665,541	7,000	672,541	委託料

議案第 46 号

生駒市住民基本台帳カード利用条例及び生駒市手数料条例の一部を
改正する条例の制定について

上記の議案を提出する。

平成 23 年 9 月 6 日

生駒市長 山下 真

生駒市住民基本台帳カード利用条例及び生駒市手数料条例の一部を改正す
る条例

(生駒市住民基本台帳カード利用条例の一部改正)

第 1 条 生駒市住民基本台帳カード利用条例（平成 22 年 12 月生駒市条例第 3
2 号）の一部を次のように改正する。

第 2 条中「住民票の写し及び」を「戸籍の全部事項証明書及び個人事項証明
書、住民票の写し、戸籍の附票の写し並びに」に改める。

(生駒市手数料条例の一部改正)

第 2 条 生駒市手数料条例（平成 12 年 3 月生駒市条例第 8 号）の一部を次のよ
うに改正する。

附則第 5 項中「同年 9 月 30 日」を「平成 24 年 3 月 31 日」に改める。

別表第 1 の 2 の 2 の項中「450 円」の次に「（多機能端末機（市の電子計
算機と電気通信回線で接続された民間事業者が設置する端末機で、住民基本台
帳カードを利用することにより自動的に証明書等を交付するものをいう。以下
同じ。）又は窓口専用端末機（住民基本台帳カードを利用することにより証明書

等の交付を申請することができる端末機をいう。以下同じ。)による申請に基づく交付にあつては、1通につき250円)」を加え、同表の16の項中「(市の電子計算機と電気通信回線で接続された民間事業者が設置する端末機で、住民基本台帳カードを利用することにより自動的に証明書等を交付するものをいう。以下同じ。)」及び「(住民基本台帳カードを利用することにより証明書等の交付を申請することができる端末機をいう。以下同じ。)」を削り、同表の17の項中「200円」の次に「(多機能端末機又は窓口専用端末機による申請に基づく交付にあつては、1通につき150円)」を加える。

附 則

この条例は、公布の日から起算して6月を超えない範囲内において規則で定める日から施行する。ただし、第2条中生駒市手数料条例附則第5項の改正規定は、公布の日から施行する。

生駒市歴史文化基金条例の制定について

上記の議案を提出する。

平成23年9月6日

生駒市長 山下 真

生駒市歴史文化基金条例

(設置)

第1条 本市の歴史文化を愛する人々からの寄附金等を財源として、郷土資料を保存し、及び活用するための環境整備、文化財の保全並びに歴史文化の普及のための事業の資金に充てるため、歴史文化基金（以下「基金」という。）を設置する。

(積立て)

第2条 基金として積み立てる額は、次に掲げる額に相当する額として一般会計歳入歳出予算に定める額とする。

- (1) 基金への積立てを指定した寄附金の額
- (2) 歴史文化の普及に資する資料の売払いによって生ずる収益金の額
- (3) 前2号に掲げるもののほか、前条に規定する目的を達成するための事業によって生ずる収益金の額

(管理)

第3条 基金に属する現金は、金融機関への預金その他最も確実かつ有利な方法により保管しなければならない。

2 基金に属する現金は、必要に応じ、最も確実かつ有利な有価証券に代えることができる。

(運用益金の処理)

第4条 基金の運用から生ずる収益は、一般会計歳入歳出予算に計上して、基金に編入するものとする。

(繰替運用)

第5条 市長は、財政上必要があると認めるときは、確実な繰戻しの方法、期間及び利率を定めて、基金に属する現金を歳計現金に繰り替えて運用することができる。

(処分)

第6条 基金は、設置目的の財源に充てる場合に限り、その全部又は一部を処分することができる。

(委任)

第7条 この条例に定めるもののほか、基金の管理に関し必要な事項は、市長が定める。

附 則

この条例は、平成23年10月1日から施行する。

生駒市税条例等の一部を改正する条例の制定について

上記の議案を提出する。

平成23年9月6日

生駒市長 山下 真

生駒市税条例等の一部を改正する条例

(生駒市税条例の一部改正)

第1条 生駒市税条例(昭和50年12月生駒市条例第31号)の一部を次のように改正する。

第16条第1項中「3万円」を「10万円」に改める。

第25条を次のように改める。

(寄附金税額控除)

第25条 所得割の納税義務者が、前年中に法第314条の7第1項第1号及び第2号に掲げる寄附金を支出した場合においては、同項に規定するところにより控除すべき額(当該納税義務者が同年中に同項第1号に掲げる寄附金を支出した場合にあっては、当該控除すべき金額に特例控除額を加算した金額。以下この項において「控除額」という。)をその者の第21条及び前条の規定を適用した場合の所得割の額から控除するものとする。この場合において、当該控除額が当該所得割の額を超えるときは、当該控除額は、当該所得割の額に相当する金額とする。

2 前項の特例控除額は、法第314条の7第2項に定めるところにより計算

した金額とする。

第29条第2項中「各号に掲げる」を「に規定する」に改める。

第30条第1項中「納税義務者のうち」を「納税義務者が」に、「3万円」を「10万円」に改める。

第58条第1項中「3万円」を「10万円」に改める。

第61条第6項中「、地方開発事業団」を削る。

第68条第9項及び第10項中「第349条の3第11項」を「第349条の3第12項」に改める。

第73条第1項、第84条第1項及び第95条第1項中「3万円」を「10万円」に改める。

第108条の次に次の1条を加える。

(たばこ税に係る不申告に関する過料)

第108条の2 たばこ税の申告納税者が正当な事由がなく第106条第1項又は第2項の規定による申告書を当該各項に規定する申告書の提出期限までに提出しなかった場合においては、その者に対し、10万円以下の過料を科する。

2 前項の過料の額は、情状により、市長が定める。

3 第1項の過料を徴収する場合において発する納入通知書に指定すべき納期限は、その発付の日から10日以内とする。

第113条の次に次の1条を加える。

(鉦産税に係る不申告に関する過料)

第113条の2 鉦産税の納税者が正当な事由がなく前条の規定による申告書を同条に規定する申告書の提出期限までに提出しなかった場合においては、その者に対し、10万円以下の過料を科する。

2 前項の過料の額は、情状により、市長が定める。

3 第1項の過料を徴収する場合において発する納入通知書に指定すべき納期限は、その発付の日から10日以内とする。

第115条第1項及び第133条第1項中「3万円」を「10万円」に改める。

第139条の2を第139条の3とし、第139条の次に次の1条を加える。

(特別土地保有税に係る不申告に関する過料)

第139条の2 特別土地保有税の納税義務者が正当な事由がなくて前条第1項の規定による申告書を同項に規定する申告書の提出期限までに提出しなかった場合においては、その者に対し、10万円以下の過料を科する。

2 前項の過料の額は、情状により、市長が定める。

3 第1項の過料を徴収する場合において発する納入通知書に指定すべき納期限は、その発付の日から10日以内とする。

附則第9条の4を次のように改める。

(寄附金税額控除における特例控除額の特例)

第9条の4 第25条の規定の適用を受ける市民税の所得割の納税義務者が、法第314条の7第2項第2号若しくは第3号に掲げる場合に該当する場合又は第21条第2項に規定する課税総所得金額、課税退職所得金額及び課税山林所得金額を有しない場合であって、当該納税義務者の前年中の所得について、附則第18条第1項、附則第19条第1項、附則第20条第1項、附則第22条第1項、附則第23条第1項又は附則第25条第1項の規定の適用を受けるときは、第25条第2項に規定する特例控除額は、同項の規定にかかわらず、法附則第5条の5第2項に定めるところにより計算した金額とする。

附則第10条第1項中「平成24年度」を「平成27年度」に、「所得割の

納税義務者が前年中に租税特別措置法第25条第1項各号に掲げる売却の方法により当該各号に定める肉用牛を売却し、かつ、その売却した肉用牛がすべて同項に規定する免税対象飼育牛（次項において「免税対象飼育牛」という。）である場合（その売却した肉用牛の頭数の合計が2,000頭以内である場合に限る。）を「法附則第6条第4項に規定する場合」に、「送達されるとき」を「送達される時」に、「その肉用牛」を「肉用牛」に、「同法」を「租税特別措置法」に改め、「（前年の第18条第1項に規定する総所得金額に係る市民税の所得割の額から、当該事業所得がないものとして計算した場合における同項の総所得金額に係る市民税の所得割の額を控除した額とする。）」を削り、同条第2項中「所得割の納税義務者が前年中に租税特別措置法第25条第1項各号に掲げる売却の方法により当該各号に定める肉用牛を売却し、かつ、その売却した肉用牛のうち免税対象飼育牛に該当しないもの又は免税対象飼育牛に該当する肉用牛の頭数の合計が2,000頭を超える場合の当該超える部分の免税対象飼育牛が含まれている場合（その売却した肉用牛がすべて免税対象飼育牛に該当しないものである場合を含む。）」を「法附則第6条第5項に規定する場合」に、「その肉用牛」を「肉用牛」に、「同法」を「租税特別措置法」に、「次に掲げる金額」を「法附則第6条第5項各号に掲げる金額」に改め、同項各号を削る。

附則第12条の2第5項中「第31条の規定による認定」を「第7条第1項の登録」に改める。

附則第18条第3項第2号中「、附則第9条の3の2第1項及び附則第9条の4」を「及び附則第9条の3の2第1項」に、「、第25条第1項中「山林所得金額」とあるのは「山林所得金額並びに附則第18条第1項に規定する上場株式等に係る配当所得の金額」と、同項前段」を「、第25条第1項前段」に改め、「、同条第2項及び附則第9条の4中「所得割の額」とあるのは「所

得割の額並びに附則第 18 条第 1 項の規定による市民税の所得割の額の合計額」と」を削る。

附則第 19 条第 3 項第 2 号中「、附則第 9 条の 3 の 2 第 1 項及び附則第 9 条の 4」を「及び附則第 9 条の 3 の 2 第 1 項」に、「、第 25 条第 1 項中「山林所得金額」とあるのは「山林所得金額並びに附則第 19 条第 1 項に規定する土地等に係る事業所得等の金額」と、同項前段」を「、第 25 条第 1 項前段」に改め、「、同条第 2 項及び附則第 9 条の 4 中「所得割の額」とあるのは「所得割の額並びに附則第 19 条第 1 項の規定による市民税の所得割の額の合計額」と」を削る。

附則第 20 条第 3 項第 2 号中「、附則第 9 条の 3 の 2 第 1 項及び附則第 9 条の 4」を「及び附則第 9 条の 3 の 2 第 1 項」に、「、第 25 条第 1 項中「山林所得金額」とあるのは「山林所得金額並びに附則第 20 条第 1 項に規定する長期譲渡所得の金額」と、同項前段」を「、第 25 条第 1 項前段」に改め、「、同条第 2 項及び附則第 9 条の 4 中「所得割の額」とあるのは「所得割の額並びに附則第 20 条第 1 項の規定による市民税の所得割の額の合計額」と」を削る。

附則第 22 条第 5 項第 2 号中「、附則第 9 条の 3 の 2 第 1 項及び附則第 9 条の 4」を「及び附則第 9 条の 3 の 2 第 1 項」に、「、第 25 条第 1 項中「山林所得金額」とあるのは「山林所得金額並びに附則第 22 条第 1 項に規定する短期譲渡所得の金額」と、同項前段」を「、第 25 条第 1 項前段」に改め、「、同条第 2 項及び附則第 9 条の 4 中「所得割の額」とあるのは「所得割の額並びに附則第 22 条第 1 項の規定による市民税の所得割の額の合計額」と」を削る。

附則第 23 条第 2 項第 2 号中「、附則第 9 条の 3 の 2 第 1 項及び附則第 9 条の 4」を「及び附則第 9 条の 3 の 2 第 1 項」に、「、第 25 条第 1 項中「山林

所得金額」とあるのは「山林所得金額並びに附則第 2 3 条第 1 項に規定する株式等に係る譲渡所得等の金額」と、同項前段」を「、第 2 5 条第 1 項前段」に改め、「、同条第 2 項及び附則第 9 条の 4 中「所得割の額」とあるのは「所得割の額並びに附則第 2 3 条第 1 項の規定による市民税の所得割の額の合計額」と」を削る。

附則第 2 5 条第 2 項第 2 号中「、附則第 9 条の 3 の 2 第 1 項及び附則第 9 条の 4」を「及び附則第 9 条の 3 の 2 第 1 項」に、「、第 2 5 条第 1 項中「山林所得金額」とあるのは「山林所得金額並びに附則第 2 5 条第 1 項に規定する先物取引に係る雑所得等の金額」と、同項前段」を「、第 2 5 条第 1 項前段」に改め、「、同条第 2 項及び附則第 9 条の 4 中「所得割の額」とあるのは「所得割の額並びに附則第 2 5 条第 1 項の規定による市民税の所得割の額の合計額」と」を削る。

附則第 2 5 条の 3 第 2 項第 2 号中「、附則第 9 条の 3 の 2 第 1 項及び附則第 9 条の 4」を「及び附則第 9 条の 3 の 2 第 1 項」に、「、第 2 5 条第 1 項中「山林所得金額」とあるのは「山林所得金額並びに附則第 2 5 条の 3 第 1 項に規定する条約適用利子等の額」と、同項前段」を「、第 2 5 条第 1 項前段」に改め、「、同条第 2 項及び附則第 9 条の 4 中「所得割の額」とあるのは「所得割の額並びに附則第 2 5 条の 3 第 1 項の規定による市民税の所得割の額の合計額」と」を削り、同条第 5 項第 2 号中「、附則第 9 条の 3 の 2 第 1 項及び附則第 9 条の 4」を「及び附則第 9 条の 3 の 2 第 1 項」に、「、第 2 5 条第 1 項中「山林所得金額」とあるのは「山林所得金額並びに附則第 2 5 条の 3 第 3 項に規定する条約適用配当等の額」と、同項前段」を「、第 2 5 条第 1 項前段」に改め、「、同条第 2 項及び附則第 9 条の 4 中「所得割の額」とあるのは「所得割の額並びに附則第 2 5 条の 3 第 3 項の規定による市民税の所得割の額の合計額」と」を削る。

(生駒市税条例の一部を改正する条例の一部改正)

第2条 生駒市税条例の一部を改正する条例(平成20年9月生駒市条例第33号)の一部を次のように改正する。

附則第2条第7項、第14項及び第19項中「平成23年12月31日」を「平成25年12月31日」に改める。

第3条 生駒市税条例の一部を改正する条例(平成22年9月生駒市条例第23号)の一部を次のように改正する。

附則第1条第2号中「平成25年1月1日」を「平成27年1月1日」に改める。

附則第2条第4項中「平成25年度」を「平成27年度」に改める。

附 則

(施行期日)

第1条 この条例は、公布の日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

(1) 第1条中生駒市税条例附則第12条の2第5項の改正規定及び附則第3条の規定 平成23年10月20日

(2) 第1条中生駒市税条例第16条第1項の改正規定、同条例第30条第1項の改正規定(「3万円」を「10万円」に改める部分に限る。)、同条例第58条第1項、第73条第1項、第84条第1項及び第95条第1項の改正規定、同条例第108条の次に1条を加える改正規定、同条例第113条の次に1条を加える改正規定、同条例第115条第1項及び第133条第1項の改正規定、同条例第139条の2を第139条の3とし、第139条の次に1条を加える改正規定並びに附則第4条の規定 平成23年12月1日

(3) 第1条中生駒市税条例附則第10条の改正規定及び次条第2項の規定 平成25年1月1日

(市民税に関する経過措置)

第2条 第1条の規定による改正後の生駒市税条例（以下「新条例」という。）第25条の規定は、市民税の所得割の納税義務者が平成23年1月1日以後に支出する地方税法（昭和25年法律第226号）第314条の7第1項第1号及び第2号に掲げる寄附金について適用する。

2 新条例附則第10条の規定は、平成25年度以後の年度分の個人の市民税について適用し、第1条の規定による改正前の生駒市税条例附則第10条第1項に規定する免税対象飼育牛に係る所得に係る平成24年度分までの個人の市民税については、なお従前の例による。

(固定資産税に関する経過措置)

第3条 新条例附則第12条の2第5項の規定は、附則第1条第1号に定める日以後に新築される同項に規定する貸家住宅に対して課すべき平成24年度以後の年度分の固定資産税について適用し、高齢者の居住の安定確保に関する法律（平成13年法律第26号）の施行の日から同号に定める日の前日までの間に新築された現下の厳しい経済状況及び雇用情勢に対応して税制の整備を図るための地方税法等の一部を改正する法律（平成23年法律第83号）第1条の規定による改正前の地方税法附則第15条の8第4項に規定する高齢者向け優良賃貸住宅である貸家住宅については、なお従前の例による。

(罰則に関する経過措置)

第4条 この条例（附則第1条各号に掲げる規定にあっては、当該規定。以下同じ。）の施行前にした行為及びこの附則の規定によりなお従前の例によることとされる市税に係るこの条例の施行後にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

議案第 49 号

生駒市都市計画税条例の一部を改正する条例の制定について

上記の議案を提出する。

平成23年9月6日

生駒市長 山下 真

生駒市都市計画税条例の一部を改正する条例

生駒市都市計画税条例（昭和50年12月生駒市条例第32号）の一部を次のように改正する。

第2条第2項中「第349条の3第9項から第11項まで」を「第349条の3第10項から第12項まで」に、「、第27項、第29項又は第31項から第33項まで」を「又は第28項」に改める。

附則第9条中「第9項、第23項、第26項、第30項、第31項、第33項から第36項まで、第38項、第40項、第41項、第43項若しくは第46項」を「第6項、第16項、第22項から第30項まで、第32項、第35項若しくは第37項」に、「第31項から第33項まで」を「第28項」に改める。

附 則

（施行期日）

- 1 この条例は、公布の日から施行する。

（経過措置）

- 2 この条例の施行の日から港湾法及び特定外貿埠頭の管理運営に関する法律の一部を改正する法律（平成23年法律第9号）附則第1条第2号に掲げる規定

の施行の日の前日までの間における改正後の生駒市都市計画税条例附則第9条の規定の適用については、同条中「、第35項若しくは第37項」とあるのは、「若しくは第35項」とする。

議案第 50 号

生駒市手数料条例の一部を改正する条例の制定について

上記の議案を提出する。

平成 23 年 9 月 6 日

生駒市長 山下 真

生駒市手数料条例の一部を改正する条例

生駒市手数料条例（平成 12 年 3 月生駒市条例第 8 号）の一部を次のように改正する。

別表第 1 の 26 の項の次に次のように加える。

26 の2	地籍調査の 成果の写し の交付手数料	地籍調査の成果 の写しの交付	地籍集成図	1枚につき500円
			地積測量図（座 標値）	1件につき500円
			座標値一覧表	1件につき5点まで ごとに500円

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

議案第 51 号

生駒市手数料条例等の一部を改正する条例の制定について

上記の議案を提出する。

平成23年9月6日

生駒市長 山下 真

生駒市手数料条例等の一部を改正する条例

(生駒市手数料条例の一部改正)

第1条 生駒市手数料条例(平成12年3月生駒市条例第8号)の一部を次のように改正する。

別表第1中「200円」を「300円」に改める。

(生駒市税条例の一部改正)

第2条 生駒市税条例(昭和50年12月生駒市条例第31号)の一部を次のように改正する。

第9条第1項、第82条の2第1項及び第82条の3第1項中「200円」を「300円」に改める。

(生駒市介護保険条例の一部改正)

第3条 生駒市介護保険条例(平成12年3月生駒市条例第13号)の一部を次のように改正する。

第13条中「200円」を「300円」に改める。

附 則

この条例は、平成24年4月1日から施行する。

生駒市生涯学習施設条例の制定について

上記の議案を提出する。

平成23年9月6日

生駒市長 山下 真

生駒市生涯学習施設条例

(設置)

第1条 生涯学習の推進により市民の芸術文化の向上及び福祉の増進を図るとともに、市民相互の連帯感を育成し、もってふれあい豊かな地域社会に寄与するため、本市に生涯学習施設を設置する。

(名称及び位置)

第2条 生涯学習施設の名称及び位置は、次のとおりとする。

名 称	位 置
生駒市中央公民館	生駒市北新町9番28号
生駒市中央公民館南別館	生駒市藤尾町300番地
生駒市鹿ノ台地区公民館	生駒市鹿ノ台南2丁目3番地3
生駒市図書館	生駒市辻町238番地
生駒市コミュニティセンター	生駒市元町1丁目6番12号
南コミュニティセンターせせらぎ	生駒市小瀬町18番地
北コミュニティセンターISTAはばたき	生駒市上町1543番地
芸術会館美 ^み 楽 ^{らく} 来	生駒市西松ヶ丘2番20号

(管理)

第3条 生涯学習施設は、生駒市教育委員会（以下「教育委員会」という。）がこれを管理する。

(指定管理者による管理)

第4条 地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第3項の規定により、生涯学習施設（生駒市コミュニティセンターを除く。次条から第7条までにおいて同じ。）の管理を同項に規定する指定管理者（以下「指定管理者」という。）に行わせるものとする。

(指定の手続)

第5条 指定管理者の指定に当たり、教育委員会は、生涯学習施設の管理に関する事業計画書その他教育委員会が必要と認める書類を提出させた上で、次に掲げる基準により指定管理者を決定するものとする。

- (1) 市民の平等な利用が確保されること。
- (2) 生涯学習施設の効用を最大限に発揮するとともに、その管理に要する経費の縮減が図られるものであること。
- (3) 生涯学習施設の管理を安定して行うことができるための物的能力及び人的能力を有していること。

(管理の基準)

第6条 指定管理者は、法令、この条例、この条例に基づく規則その他教育委員会の定めるところに従い、生涯学習施設の管理を行わなければならない。

(業務の範囲)

第7条 指定管理者が行う業務の範囲は、次のとおりとする。

- (1) 次条に規定する使用の許可、第10条に規定する使用許可の取消し等及び第19条に規定する入館の制限に関すること。
- (2) 生駒市中央公民館南別館にあっては、第12条第1項に規定する使用料

の徴収に関すること。

(3) 第17条に規定する設備の許可に関すること。

(4) 生涯学習施設の維持管理に関すること。

(5) その他教育委員会が必要と認める業務

(使用の許可)

第8条 生涯学習施設を使用しようとする者は、指定管理者（生駒市コミュニティセンターにあつては、教育委員会。次項、次条、第10条、第17条及び第19条において同じ。）の許可を受けなければならない。

2 指定管理者は、前項の許可をする場合において必要があると認めるときは、その使用について条件を付することができる。

(使用の制限)

第9条 指定管理者は、使用目的又は使用内容が次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、生涯学習施設の使用を許可しない。

(1) 公の秩序又は善良な風俗を乱すおそれがあるとき。

(2) 生涯学習施設を汚損するおそれがあるとき。

(3) 管理上支障があるとき。

(4) その他指定管理者が不相当と認めるとき。

(使用許可の取消し等)

第10条 指定管理者は、次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、使用の許可を取り消し、又は使用を制限し、若しくは停止することができる。

(1) その使用が前条各号のいずれかに該当するに至ったとき。

(2) その使用が虚偽の申請その他不正の手段によって許可を受けたとき。

(3) 生涯学習施設が災害その他の理由により使用できなくなったとき。

(4) その他この条例又はこの条例に基づく規則に違反したとき。

(本市等の免責)

第 1 1 条 前条の規定により使用の許可を取り消し、又は使用を制限し、若しくは停止した場合において、生涯学習施設の使用の許可を受けた者（以下「使用者」という。）に損害が生じることがあっても、本市及び指定管理者は、これに対して補償の責任を負わない。

（使用料）

第 1 2 条 生涯学習施設のうち生駒市中央公民館南別館及び生駒市コミュニティセンターの使用の許可を受けた者は、使用料を納付しなければならない。

2 使用料は、別表第 1 のとおりとする。

3 前項の規定にかかわらず、市民が営利目的で使用する場合における使用料（附属設備に係るものを除く。）は、別表第 1 に定める金額に 2 を乗じて得た額とし、市民以外の者が使用する場合における使用料（附属設備に係るものを除く。）は、同表に定める金額に 1. 5（営利目的で使用する場合にあっては、3）を乗じて得た額とする。

（利用料金）

第 1 3 条 生涯学習施設（生駒市中央公民館南別館及び生駒市コミュニティセンターを除く。）の使用の許可を受けた者は、その使用に係る料金（以下「利用料金」という。）を指定管理者に納付しなければならない。

2 利用料金は、別表第 2 に定める金額の範囲内において、指定管理者が市長の承認を得て定めるものとする。

3 前項の規定にかかわらず、市民が営利目的で使用する場合における利用料金（附属設備に係るものを除く。）は、同項の規定による指定管理者が市長の承認を得て定める金額に 2 を乗じて得た額とし、市民以外の者が使用する場合における利用料金（附属設備に係るものを除く。）は、同項の規定による指定管理者が市長の承認を得て定める金額に 1. 5（営利目的で使用する場合にあっては、3）を乗じて得た額とする。

(使用料等の減免)

第14条 市長は、特別の理由があると認めるときは、使用料を減免することができる。

2 指定管理者は、市長が定める特別の理由があると認めるときは、利用料金を減免することができる。

(使用料等の還付)

第15条 既納の使用料及び利用料金は、還付しない。

2 前項の規定にかかわらず、市長は、特別の理由があると認めるときは、同項の使用料の全部又は一部を還付することができる。

3 第1項の規定にかかわらず、指定管理者は、市長が定める特別の理由があると認めるときは、同項の利用料金の全部又は一部を還付することができる。

(権利の譲渡等の禁止)

第16条 使用者は、生涯学習施設を使用する権利を譲渡し、又は転貸してはならない。

(設備)

第17条 使用者は、生涯学習施設の使用に際し、特別な設備をしようとするときは、あらかじめ指定管理者の許可を受けなければならない。

(原状回復義務)

第18条 使用者は、生涯学習施設の使用を終了したとき、又は第10条の規定により使用の許可を取り消され、使用を制限され、若しくは停止されたときは、直ちに原状に回復しなければならない。

(入館の制限)

第19条 指定管理者は、次の各号のいずれかに該当すると認める者に対し、生涯学習施設への入館を拒否し、又は生涯学習施設からの退館を命ずることができる。

- (1) 公の秩序又は善良な風俗を乱すおそれがある者
 - (2) 他人に危害を及ぼし、又は他人に迷惑となる物品を携行する者
 - (3) 動物（身体障害者補助犬法（平成14年法律第49号）第7条第1項に規定する身体障害者補助犬及びこれに準ずる犬を除く。）を携行する者
 - (4) 生涯学習施設を汚損し、損傷し、又は滅失するおそれがある者
 - (5) 生涯学習施設の管理上支障がある者
 - (6) その他指定管理者が不相当と認める者
- （損害の賠償）

第20条 使用者は、使用に際し、その責めに帰すべき理由により、生涯学習施設を破損し、又は滅失したときは、教育委員会の指示するところに従い、これを原状に回復し、又はその損害を賠償しなければならない。

（委任）

第21条 この条例に定めるもののほか、生涯学習施設の管理に関し必要な事項のうち、使用料及び利用料金に関する事項については規則で、それ以外の事項については教育委員会規則で定める。

附 則

（施行期日）

- 1 この条例は、平成24年7月1日から施行する。ただし、附則第3項の規定は、公布の日から施行する。

（生駒市公民館条例等の廃止）

- 2 次に掲げる条例は、廃止する。

- (1) 生駒市公民館条例（昭和56年7月生駒市条例第21号）
- (2) 生駒市市民ホール条例（昭和61年10月生駒市条例第29号）
- (3) 生駒市コミュニティセンター条例（平成2年3月生駒市条例第6号）
- (4) 生駒市芸術会館条例（平成9年12月生駒市条例第34号）

(経過措置)

- 3 指定管理者の指定の手續に関する行為は、この条例の施行の日前においても行うことができる。
- 4 この条例の施行の日前に附則第2項の規定による廃止前のそれぞれの条例の規定によりされた許可等の処分その他の行為で、同日以後の使用に係るものは、この条例の相当規定によりされた許可等の処分その他の行為とみなす。

別表第1（第12条関係）

1 生駒市中央公民館南別館

	9:00～ 12:00	12:00～ 14:30	14:30～ 17:00	17:00～ 19:00	19:00～ 21:00
集会室	1,800円	1,500円	1,500円	1,200円	1,200円
和室	900円	700円	700円	600円	600円

2 生駒市コミュニティセンター（文化ホール）

		9:00～12:00	12:00～17:00	17:00～22:00	9:00～22:00
全体使用（控室を除く。）	音響及び照明の操作必要	12,300円	20,600円	20,600円	42,800円
	音響及び照明の操作不要	9,300円	15,400円	15,400円	32,000円

		9:00～ 12:00	12:00～ 14:30	14:30～ 17:00	17:00～ 19:30	19:30～ 22:00	9:00～ 22:00
舞台のみの使用	音響及び照明の操作必要	3,000円	2,500円	2,500円	2,500円	2,500円	10,400円
	音響及び照明の操作不要	2,300円	1,900円	1,900円	1,900円	1,900円	7,900円
客席のみの使用	音響及び照明の操作必要	9,300円	7,800円	7,800円	7,800円	7,800円	32,400円
	音響及び照明の操作不要	7,000円	5,800円	5,800円	5,800円	5,800円	24,100円
控室		500円	400円	400円	400円	400円	2,100円

3 生駒市コミュニティセンター（会議室等）

	9:00～ 12:00	12:00～ 14:30	14:30～ 17:00	17:00～ 19:30	19:30～ 22:00
会議室 201～204 1室につき	800 円	600 円	600 円	600 円	600 円
会議室 205	900 円	800 円	800 円	800 円	800 円
会議室 206・301 1室につき	1,600 円	1,300 円	1,300 円	1,300 円	1,300 円
会議室 401	2,000 円	1,700 円	1,700 円	1,700 円	1,700 円
会議室 402～404 1室につき	1,900 円	1,600 円	1,600 円	1,600 円	1,600 円
和室	600 円	500 円	500 円	500 円	500 円

4 附属設備

市長の定める額

別表第2（第13条関係）

1 生駒市中央公民館（大ホール）

		9:00～12:00	12:00～17:00	17:00～21:00	9:00～21:00
全体使用	音響及び照明の操作必要	25,300円	42,100円	33,700円	80,800円
	音響及び照明の操作不要	18,900円	31,500円	25,200円	60,400円

		9:00～12:00	12:00～14:30	14:30～17:00	17:00～19:00	19:00～21:00	9:00～21:00
舞台のみの使用	音響及び照明の操作必要	5,800円	4,900円	4,900円	3,900円	3,900円	18,700円
	音響及び照明の操作不要	4,400円	3,600円	3,600円	2,900円	2,900円	13,900円
ホワイエのみの使用		2,200円	1,800円	1,800円	1,500円	1,500円	8,800円

2 生駒市中央公民館（小ホール等）

		9:00～12:00	12:00～14:30	14:30～17:00	17:00～19:00	19:00～21:00
小ホール	全体使用	2,800円	2,400円	2,400円	1,900円	1,900円
	客席のみの使用	2,200円	1,900円	1,900円	1,500円	1,500円
研修室1		900円	800円	800円	600円	600円
研修室2		900円	700円	700円	600円	600円
研修室3(美術室)		1,800円	1,500円	1,500円	1,200円	1,200円
研修室4(視聴覚室)		1,200円	1,000円	1,000円	800円	800円
和室A		400円	400円	400円	300円	300円
和室B・C 1室につき		600円	500円	500円	400円	400円

3 生駒市中央公民館（調理室）

	9:00～13:00	13:00～17:00	17:00～21:00
調理室	2,600 円	2,600 円	2,600 円

4 生駒市鹿ノ台地区公民館

	9:00～ 12:00	12:00～ 14:30	14:30～ 17:00	17:00～ 19:00	19:00～ 21:00
大集会室	3,000 円	2,500 円	2,500 円	2,000 円	2,000 円
小集会室、和室 A 1室につき	600 円	500 円	500 円	400 円	400 円
和室 B	300 円	200 円	200 円	200 円	200 円
和室 C	400 円	300 円	300 円	200 円	200 円
和室 D	300 円	300 円	300 円	200 円	200 円

5 生駒市図書会館（市民ホール）

		9:00～12:00	12:00～17:00	17:00～21:00	9:00～21:00
全体 使用	音響及び 照明の操 作必要	14,600 円	24,400 円	19,400 円	46,600 円
	音響及び 照明の操 作不要	10,900 円	18,200 円	14,400 円	34,700 円

		9:00～ 12:00	12:00～ 14:30	14:30～ 17:00	17:00～ 19:00	19:00～ 21:00	9:00～ 21:00
舞台 のみ の使 用	音響及び 照明の操 作必要	3,200 円	2,700 円	2,700 円	2,100 円	2,100 円	10,200 円
	音響及び 照明の操 作不要	2,400 円	2,000 円	2,000 円	1,600 円	1,600 円	7,600 円
客席 のみ の使 用	音響及び 照明の操 作必要	11,400 円	9,500 円	9,500 円	7,600 円	7,600 円	36,400 円
	音響及び 照明の操 作不要	8,500 円	7,100 円	7,100 円	5,600 円	5,600 円	27,100 円

6 生駒市図書館（大会議室等）

	9:00～ 12:00	12:00～ 14:30	14:30～ 17:00	17:00～ 19:00	19:00～ 21:00
大会議室A・B 1室につき	2,200 円	1,900 円	1,900 円	1,500 円	1,500 円
第2研修室	2,100 円	1,800 円	1,800 円	1,400 円	1,400 円
第3研修室	1,600 円	1,300 円	1,300 円	1,000 円	1,000 円
実習室A・B 1室につき	1,900 円	1,500 円	1,500 円	1,200 円	1,200 円
和室A・B 1室につき	1,200 円	1,000 円	1,000 円	800 円	800 円

7 南コミュニティセンターせせらぎ（せせらぎホール）

		9:00～12:00	12:00～17:00	17:00～21:00	9:00～21:00
全体使用（楽屋1・2を除く。）	音響及び照明の操作必要	13,800 円	23,200 円	18,400 円	44,200 円
	音響及び照明の操作不要	10,400 円	17,200 円	13,800 円	33,100 円

		9:00～ 12:00	12:00～ 14:30	14:30～ 17:00	17:00～ 19:00	19:00～ 21:00	9:00～ 21:00
舞台のみの使用	音響及び照明の操作必要	3,900 円	3,300 円	3,300 円	2,600 円	2,600 円	12,500 円
	音響及び照明の操作不要	2,900 円	2,400 円	2,400 円	1,900 円	1,900 円	9,200 円
客席のみの使用	音響及び照明の操作必要	9,900 円	8,300 円	8,300 円	6,600 円	6,600 円	31,700 円
	音響及び照明の操作不要	7,500 円	6,200 円	6,200 円	5,000 円	5,000 円	23,900 円
楽屋1		400 円	300 円	300 円	200 円	200 円	1,400 円
楽屋2		300 円	300 円	300 円	200 円	200 円	1,300 円

8 南コミュニティセンターせせらぎ（小ホール等）

		9:00～ 12:00	12:00～ 14:30	14:30～ 17:00	17:00～ 19:00	19:00～ 21:00
小ホール		4,000 円	3,300 円	3,300 円	2,600 円	2,600 円
リハーサル室	せせらぎホール又は小ホールとの併用使用	200 円	200 円	200 円	100 円	100 円
	単独使用	600 円	600 円	600 円	300 円	300 円
プレイルーム		500 円	400 円	400 円	300 円	300 円
セミナー室 201		1,000 円	800 円	800 円	700 円	700 円
セミナー室 202・203・301～303 1室につき		1,500 円	1,200 円	1,200 円	1,000 円	1,000 円
和室1		500 円	400 円	400 円	300 円	300 円
和室2・3 1室につき		600 円	500 円	500 円	400 円	400 円

9 南コミュニティセンターせせらぎ（調理室）

	9:00～13:00	13:00～17:00	17:00～21:00
調理室	2,400 円	2,400 円	2,400 円

10 北コミュニティセンター I S T A はばたき (はばたきホール)

		9:00～12:00	12:00～17:00	17:00～21:00	9:00～21:00
全体使用 (楽屋1～4を除く。)	音響及び照明の操作必要	21,300円	35,400円	28,200円	67,800円
	音響及び照明の操作不要	15,900円	26,400円	21,000円	50,500円

		9:00～12:00	12:00～14:30	14:30～17:00	17:00～19:00	19:00～21:00	9:00～21:00
舞台のみの使用	音響及び照明の操作必要	8,300円	6,900円	6,900円	5,500円	5,500円	26,400円
	音響及び照明の操作不要	6,200円	5,100円	5,100円	4,100円	4,100円	19,600円
客席のみの使用	音響及び照明の操作必要	13,000円	10,800円	10,800円	8,600円	8,600円	41,400円
	音響及び照明の操作不要	9,700円	8,100円	8,100円	6,400円	6,400円	30,900円
楽屋1～4 1室につき		300円	300円	300円	200円	200円	1,300円

11 北コミュニティセンター I S T A はばたき (小ホール)

	9:00～12:00	12:00～14:30	14:30～17:00	17:00～19:00	19:00～21:00	9:00～21:00
音響及び照明の操作必要	7,200円	6,000円	6,000円	4,800円	4,800円	23,000円
音響及び照明の操作不要	5,300円	4,400円	4,400円	3,500円	3,500円	16,800円

12 北コミュニティセンター I S T A はばたき (リハーサル室等)

		9:00～ 12:00	12:00～ 14:30	14:30～ 17:00	17:00～ 19:00	19:00～ 21:00
リハーサル室	はばたきホール又は小ホールとの併用使用	700 円	600 円	600 円	500 円	500 円
	単独使用	2,100 円	1,800 円	1,800 円	1,500 円	1,500 円
プレイルーム		700 円	600 円	600 円	500 円	500 円
セミナー室 201～203 1室につき		1,500 円	1,300 円	1,300 円	1,000 円	1,000 円
セミナー室 204		700 円	600 円	600 円	400 円	400 円
セミナー室 301～305 1室につき		1,500 円	1,300 円	1,300 円	1,000 円	1,000 円
和室1		1,000 円	800 円	800 円	600 円	600 円
和室2		1,100 円	900 円	900 円	700 円	700 円
和室3		1,200 円	1,000 円	1,000 円	800 円	800 円

13 北コミュニティセンター I S T A はばたき (調理室)

	9:00～13:00	13:00～17:00	17:00～21:00
調理室	3,500 円	3,500 円	3,500 円

14 芸術会館^{みらく}美楽来 (展示室)

	9:00～ 12:00	12:00～ 17:00	17:00～ 21:00	9:00～ 21:00
全面	8,400 円	14,000 円	11,200 円	26,800 円
半面	4,200 円	7,000 円	5,600 円	13,400 円
常設展示室	1,100 円	1,800 円	1,400 円	4,300 円

15 芸術会館美^み楽^{らく}来（セミナー室等）

	9:00～ 12:00	12:00～ 14:30	14:30～ 17:00	17:00～ 19:00	19:00～ 21:00
セミナー室1～4 1室につき	1,200 円	1,000 円	1,000 円	800 円	800 円
美術室1～3 1室につき	1,200 円	1,000 円	1,000 円	800 円	800 円
和室	600 円	500 円	500 円	400 円	400 円

16 附属設備

市長の定める額

議案第 53 号

生駒市スポーツ振興審議会条例及び生駒市の特別職の職員で非常勤のものものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例の制定について

上記の議案を提出する。

平成23年9月6日

生駒市長 山下 真

生駒市スポーツ振興審議会条例及び生駒市の特別職の職員で非常勤のものものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例

(生駒市スポーツ振興審議会条例の一部改正)

第1条 生駒市スポーツ振興審議会条例（平成8年6月生駒市条例第23号）の一部を次のように改正する。

題名を次のように改める。

生駒市スポーツ推進審議会条例

第1条中「スポーツ振興法（昭和36年法律第141号）第18条第2項」を「スポーツ基本法（平成23年法律第78号。以下「法」という。）第31条」に、「スポーツ振興審議会」を「スポーツ推進審議会」に改める。

第2条中「スポーツ振興法第4条第4項及び第23条」を「法第35条」に、「振興」を「推進」に改め、同条第7号を同条第8号とし、同条第1号から第6号までを1号ずつ繰り下げ、同条に第1号として次の1号を加える。

(1) 法第10条第1項に規定する地方スポーツ推進計画に関すること。

第4条中「及び関係行政機関の職員」を「、関係行政機関の職員その他教育委員会が必要と認める者」に改める。

(生駒市の特別職の職員で非常勤のもの報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正)

第2条 生駒市の特別職の職員で非常勤のもの報酬及び費用弁償に関する条例(昭和31年11月生駒市条例第12号)の一部を次のように改正する。

別表中「体育指導委員」を「スポーツ推進委員」に改める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、公布の日から施行する。

(経過措置)

2 この条例の施行の際現に第1条の規定による改正前の生駒市スポーツ振興審議会条例第4条の規定により委嘱されている委員(以下「旧委員」という。)は、改正後の生駒市スポーツ推進審議会条例(以下「新条例」という。)第4条の規定により委嘱された委員とみなす。

3 前項の規定により委員とみなされた者の任期は、新条例第5条第1項の規定にかかわらず、旧委員としての任期とする。

議案第 54 号

災害弔慰金の支給等に関する条例の一部を改正する条例の制定について

上記の議案を提出する。

平成23年9月6日

生駒市長 山下 真

災害弔慰金の支給等に関する条例の一部を改正する条例

災害弔慰金の支給等に関する条例（昭和49年10月生駒市条例第29号）の一部を次のように改正する。

第4条第1項第1号中「維持していた遺族」の次に「（兄弟姉妹を除く。以下この項において同じ。）」を加え、同項に次の1号を加える。

- (3) 死亡者に係る配偶者、子、父母、孫又は祖父母のいずれもが存しない場合であって兄弟姉妹がいるときは、その兄弟姉妹（死亡した者の死亡当時その者と同居し、又は生計を同じくしていた者に限る。）に対して、災害弔慰金を支給するものとする。

附 則

この条例は、公布の日から施行し、改正後の第4条第1項の規定は、平成23年3月11日以後に生じた災害により死亡した市民に係る災害弔慰金の支給について適用する。

議案第 55 号

生駒市地区計画区域内建築物の制限に関する条例の一部を改正する
条例の制定について

上記の議案を提出する。

平成 23 年 9 月 6 日

生駒市長 山下 真

生駒市地区計画区域内建築物の制限に関する条例の一部を改正する条例
生駒市地区計画区域内建築物の制限に関する条例（昭和 63 年 12 月生駒市条
例第 29 号）の一部を次のように改正する。

別表第 1 生駒市鹿ノ台地区整備計画区域の項中「平成 10 年 4 月 1 日生駒市告
示第 49 号」を「平成 23 年 5 月 10 日生駒市告示第 106 号」に改め、同表生
駒市西白庭台地区整備計画区域の項中「都市計画法」の次に「第 21 条第 2 項に
おいて準用する同法」を加え、「平成 15 年 3 月 20 日生駒市告示第 50 号」を
「平成 23 年 5 月 10 日生駒市告示第 106 号」に改め、同表に次のように加え
る。

生駒市都市計画道路高山富雄小泉線沿道地区整備計画区域	都市計画法第 20 条第 1 項の規定により告示された平成 23 年 5 月 10 日生駒市告示第 107 号に定める大和都市計画生駒市都市計画道路高山富雄小泉線沿道地区地区計画の区域のうち、地区整備計画が定められた区域
生駒市学研北生駒駅前地区整備計画区域	都市計画法第 20 条第 1 項の規定により告示された平成 23 年 5 月 10 日生駒市告示第 107 号に定める大和都市計画生駒市学研北生駒駅前地区地区計画の区域のうち、地区整備計画が定められた区域

別表第2に次のように加える。

生駒市都市 計画道路高 山富雄小泉 線沿道地区 整備計画区 域	沿道サービ ス地区A	次に掲げる建築物 1 住宅（法別表第2（い）項第1号 に係るもの） 2 住宅で事務所、店舗その他これ らに類する用途を兼ねるものう ち令第130条の3に規定するも の 3 自動車教習所 4 畜舎（ペットとして飼育する 犬、猫等の小動物の畜舎で床面積 の合計が15平方メートル以下の もの並びに動物病院及びペットシ ョップの用途に供するものを除 く。） 5 マージャン屋、ぱちんこ屋、射 的場、勝馬投票券発売所、場外車 券売場その他これらに類するもの 6 工場。ただし、自動車修理工場 及びパン屋、米屋、豆腐屋、菓子 屋その他これらに類する食品製造 業を営むものを除く。 7 倉庫業を営む倉庫	5,000平方メートル ただし、10,000平方 メートル以上の市街地 開発事業等 において整 備を図る場 合において は、この限 りでない。	1メートル以上			
	沿道サービ ス地区B	次に掲げる建築物 1 住宅（法別表第2（い）項第1号 に係るもの） 2 住宅で事務所、店舗その他これ らに類する用途を兼ねるものう ち令第130条の3に規定するも の 3 寄宿舎又は下宿 4 自動車教習所 5 畜舎（ペットとして飼育する 犬、猫等の小動物の畜舎で床面積 の合計が15平方メートル以下の もの並びに動物病院及びペットシ	500平方 メートル	1メートル以上			

<p>生駒市学研 北生駒駅前 地区整備計 画区域</p>	<p>駅前センタ ー地区</p>	<p>次に掲げる建築物 1 住宅（法別表第2（イ）項第1号 に係るもの） 2 住宅で事務所、店舗その他これ らに類する用途を兼ねるものう ち令第130条の3に規定するも の 3 寄宿舍又は下宿 4 神社、寺院、教会その他これら に類するもの 5 工場。ただし、パン屋、米屋、 豆腐屋、菓子屋その他これらに類 する食品製造業を営むものを除 く。</p>	<p>500平方 メートル</p>	<p>1メートル以上</p>	<p>物置その他これに 類する用途に供 し、軒の高さが2 . 3メートル以下 で、かつ、床面積 の合計が5平方メ ートル以内である もの</p>								
<p>ち令第130条の3に規定するも の 3 共同住宅 4 寄宿舍又は下宿 5 工場 6 マージャン屋、ばちんこ屋、射 的場、勝馬投票券発売所、場外車 券売場その他これらに類するもの 7 ホテル又は旅館 8 ボーリング場、スケート場、ス キー場、ゴルフ練習場及びパッテ イニング練習場の用に供する施設 9 劇場、映画館、演芸場又は観覧 場 10 自動車教習所 11 畜舎（ペットとして飼育する 犬、猫等の小動物の畜舎で床面積 の合計が15平方メートル以下の もの並びに動物病院及びペットシ ョップの用途に供するものを除 く。） 12 倉庫業を営む倉庫</p>													

<p>6 マーじゃん屋、ぱちんこ屋、射的場、勝馬投票券発売所、場外車券売場その他これらに類するもの</p> <p>7 劇場、映画館、演芸場又は観覧場</p> <p>8 自動車教習所</p> <p>9 畜舎（ペットとして飼育する犬、猫等の小動物の畜舎で床面積の合計が1.5平方メートル以下のもの並びに動物病院及びペットシヨップの用途に供するものを除く。）</p> <p>10 倉庫業を営む倉庫</p> <p>11 別表第4（あ）欄に定める数量を超える危険物（同表に数量の定めのない場合にあつては、その数量を問わないものとし、地下貯蔵槽により貯蔵される第1石油類、アルコール類、第2石油類、第3石油類及び第4石油類並びに国土交通大臣が安全上及び防火上支障がない構造と認めて指定する蓄電池により貯蔵される硫黄及びナトリウムを除く。）の貯蔵又は処理に供する建築物</p>	<p>次に掲げる建築物</p> <p>1 住宅（法別表第2（い）項第1号に係るもの）</p> <p>2 住宅で事務所、店舗その他これらに類する用途を兼ねるもののうち令第130条の3に規定するもの</p> <p>3 共同住宅</p> <p>4 寄宿舎又は下宿</p> <p>5 工場。ただし、パン屋、米屋、豆腐屋、菓子屋その他これらに類</p>
<p>鉄道施設地区</p>	

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

議案第 56 号

市道路線の認定について

市道路線を次のとおり認定したいから、道路法（昭和27年法律第180号）
第8条第2項の規定により、議会の議決を求める。

整理 番号	路 線 名	起 終	点 点
1	鹿畑清水線支線26号	鹿畑町868番17先 鹿畑町868番10先	
2	辻町北18号線	辻町331番3先 辻町326番21先	
3	辻町北19号線	辻町326番23先 辻町326番25先	
4	辻東垣内線支線9号	辻町991番8先 辻町733番17先	

平成23年9月6日提出

生駒市長 山下 真

諮問第 1 号

人権擁護委員候補者の推薦につき意見を求めることについて

人権擁護委員の候補者に下記の者を推薦したいから、人権擁護委員法（昭和24年法律第139号）第6条第3項の規定により、議会の意見を求める。

記

住 所 生駒市 ●●●●●●●●●●●●●●●●

氏 名 中 川 勇

生年月日 昭和 ●●年 ●月 ●日

住 所 生駒市 ●●●●●●●●●●●●●●●●

氏 名 正 田 博 司

生年月日 昭和 ●●年 ●月 ●●日

平成23年9月6日提出

生駒市長 山 下 真